経 済 産 業 省

20190606保局第9号 令和元年6月14日

特定設備検査規則の機能性基準の運用について

経済産業省大臣官房技術総括 · 保安審議官



特定設備検査規則の機能性基準の運用についてを別紙のとおり制定する。

附則

- 1. この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2. 特定設備検査規則の機能性基準の運用について(20181105保局第6号)は、令和元年6月30日限り廃止する。

特定設備検査規則の機能性基準の運用について

1. 特定設備検査の実施

(1) 総則

特定設備検査において、特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。)で定める特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法のうち別表第1第1項及び第2項に掲げる機能性基準に適合することについての評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別表第2第1項右欄及び第4項右欄に掲げる例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

(2) 特定設備検査の申請

- ① 特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が例示基準に基づくときの特定 設備検査(以下「例示基準に基づく検査」という。)の申請は、特定則で定めるとこ ろによる。
- ② 例示基準に基づく検査以外の特定設備検査の申請は、特定則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、3.(6)の特定設備検査事前評価書、3.(7)の公開詳細基準事前評価書又は4.(4)の一般詳細基準審査結果通知書を添付する場合にあっては、ロの資料を添付することを省略することができる。
 - イ 特定設備検査において適用する詳細基準
 - ロ イに掲げる詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料 (例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ)

2. 登録の実施

(1) 特定設備製造業者の登録(高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)等の調査を含む。以下同じ。)において、特定則で定める技術上の基準のうち別表第1第3項及び第4項に掲げる機能性基準に適合することについての評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別表第2第2項右欄及び第3項右欄に掲げる例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

(2) 登録の申請

① 特定設備製造業者の登録を申請する場合であって、当該登録に係る特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が例示基準に適合するときの登録(以下「例示基準に基づく登録」という。)の申請は、特定則に定めるところによる。

- ② 例示基準に基づく登録以外の登録の申請は、特定則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。ただし、3.(6)の登録事前評価書又は4.(4)の一般詳細基準審査結果通知書を添付する場合にあっては、ロ及びハの資料を添付することを省略することができる。
 - イ 登録において適用する詳細基準
 - ロ イに掲げる詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料(例えば、登録に係る特定設備の技術上の基準又は検査の方法を記した資料)
 - ハ 当該登録に係る特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が機能性基準 に適合することを証する資料(例えば、3.(6)の特定設備検査に係る事前評価書)

3. 協会による事前評価

(1) 例示基準に基づく検査以外の特定設備検査又は例示基準に基づく登録以外の登録において、適用する詳細基準の別表第1第1項及び第2項又は別表第1第3項及び第4項に掲げる機能性基準に適合することに関し、協会による事前評価を受けようとする者((2)に掲げる者を除く。)は、協会が別に定める「詳細基準事前評価実施要領(以下「要領」という。)に基づき、特定設備検査事前評価申請書又は登録事前評価申請書を協会に提出するものとする。

この場合において、特定設備検査に係る事前評価にあっては、複数の事例が同一の 仕様であって、当該複数の事例に係る詳細基準が同一であるときは、同一の特定設備 検査事前評価申請書によって申請をすることができるものとする。また、同一の仕様 (材料に関する機能性基準に係る事前評価の場合にあっては、材料にかかる仕様)に ついて、一定期間内に反復して申請を行う場合は、包括して申請をすることができる ものとする。

- (2) 例示基準以外の詳細基準(特定設備検査に係るものに限る。)について、別表第1 第1項及び第2項に掲げる機能性基準に適合することに関し、当該詳細基準の公開を 目的に、協会による事前評価を受けようとする者は、要領に基づき、公開詳細基準事 前評価申請書を協会に提出するものとする。
- (3) (1)に係る特定設備検査事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を、(1)に係る登録事前評価申請書には次の③から⑤に掲げる資料を、又は(2)に係る公開詳細基準事前評価申請書には次の⑥から⑧に掲げる資料を添付するものとする。
 - ① 当該特定設備検査において適用する詳細基準の案
 - ② ①に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料 (例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ)
 - ③ 当該登録において適用する詳細基準の案
 - ④ ③に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料(例えば、登録に 係る特定設備の技術上の基準又は検査の方法を記した資料)

- ⑤ 当該登録に係る特定設備の技術上の基準及び特定設備検査の方法が機能性基準 に適合することを証する資料(例えば、(6)の特定設備検査事前評価書)
- ⑥ 公開する詳細基準
- ⑦ ⑥に掲げる詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料 (例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果又は試験データ)
- ⑧ ⑥に掲げる詳細基準が公開に適することを証する資料(例えば、当該詳細基準に係る特定設備の使用実績、実証データ及び(6)の特定設備検査事前評価書)
- (4) (1)及び(2)に係る事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる詳細基準事前評価委員会(以下「事前評価委員会」という。)を設置する。 事前評価委員会は、協会が別に定める「詳細基準事前評価委員会規程」に基づき運営する。
- (5) 協会は、(1)及び(2)に係る事前評価を行うときは、事前評価委員会に諮るものとする。事前評価委員会は、要領に基づき、(1)に係る事前評価にあっては機能性基準に適合すること、(2)に係る事前評価にあっては機能性基準に適合すること及び公開に適することについて評価を行う。
- (6) 協会は、(1)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った 者に対し、速やかにその結果を特定設備検査事前評価書又は登録事前評価書により通 知しなければならない。
- (7) 協会は、(2)に係る事前評価を行ったときは、要領に基づき、事前評価申請を行った 者に対し、速やかにその結果を公開詳細基準事前評価書により通知しなければならない。
 - この場合において、当該詳細基準が機能性基準に適合し汎用性を有する等公開に適すると認められるときは、協会は、遅滞なく、当該公開詳細基準事前評価書を公開しなければならない。
- (8) 例示基準に基づく登録以外の登録を申請する場合には、(1)及び(2)における特定設備検査に係る事前評価において、当該登録に係る特定設備の技術上の基準、特定設備検査の方法等が機能性基準に適合していることが確認されていることを前提とする。

4. 協会による一般詳細基準審査

- (1) 一般に広く活用することを目的とした詳細基準(以下「一般詳細基準」という。) が別表第1に掲げる機能性基準に適合することについて、協会による一般詳細基準審 査を受けようとする者は、協会が別に定める「詳細基準審査規程」に基づき、一般詳 細基準審査申請書を協会に提出するものとする。
- (2) 協会による一般詳細基準審査の厳正な処理並びに例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる特定設備基準検討委員会(以下「基準検討委員会」という。)を設置する。

基準検討委員会は、協会が別に定める「特定設備基準検討委員会規程」に基づき運営する。

- (3) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行うときは、基準検討委員会に諮るものとする。基準検討委員会は、詳細基準審査規程に基づき、機能性基準に適合することについて審査を行う。
- (4) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行ったときは、詳細基準審査規程に基づき、(1)の申請を行った者に対し、速やかにその結果を一般詳細基準審査結果通知書により通知しなければならない。

この場合において、協会は、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(1)の申請を行った者の求めに応じ、遅滞なく、一般詳細基準審査結果通知書を公開しなければならない。

(5) 協会は、(1)に係る一般詳細基準審査を行い、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、機能性基準に適合すると認めるときは、(4)に係る結果を経済産業省に報告するものとする。

5. 経済産業省による例示基準の改正及び追加

- (1) 経済産業省は、協会による3.(2)に係る事前評価の結果を踏まえ、例示基準の改正 又は追加を検討するものとする。
- (2) 経済産業省は、協会による4.(5)の報告を踏まえ、例示基準を改正又は追加するものとする。
- (3) 経済産業省は、(1)及び(2)に関わらず、必要に応じて例示基準を改正又は追加するものとする。

別表第1 (機能性基準の対象条項)

	機能性基準	特定設備検査規則の条項
1	特定設備の技術上の基準	第10条から第45条まで及び第51条
2	特定設備検査の方法	第 46 条から第 50 条まで
3	特定設備製造設備及び特定設備検査設備	第 59 条
4	品質管理の方法及び検査のための組織	第 60 条

別表第2 (詳細基準の例示)

	機能性基準	例示基準
1	別表第1第1項及び第2項(第一	別添1「特定設備の技術基準の解釈」
	種特定設備に係る基準)	別添2「平底円筒形貯槽の技術基準の解釈」
		別添3「バルク貯槽の技術基準の解釈」
		別添4「特定設備の部品等の技術基準の解釈」

2	別表第1第3項	別添 5 「特定設備製造設備及び特定設備検査設	
		備の技術基準の解釈」	
3	別表第1第4項	別添6「品質管理の方法及び検査のための組織	
		の技術基準の解釈」	
4	別表第1第1項及び第2項(第二	別添7「第二種特定設備の技術基準の解釈」	
	種特定設備に係る基準)		